

飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付要綱

令和3年6月1日

飯塚市告示第183号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市桑曲地区における高度無線環境未整備地域の解消のため、高速かつ大容量無線通信の前提となる伝送路設備等を整備する電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に定める電気通信事業者(以下「事業者」という。)に対し、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において飯塚市高度無線環境整備推進事業(以下「事業」という。)とは、高度無線環境が未整備である飯塚市桑曲地区において、事業者が行う高速かつ大容量無線通信の前提となる伝送路設備等を整備する事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 局舎(通信の拠点及び中継拠点となる施設をいう。)及び局舎に収容する設備等の整備に要する経費
- (2) 局舎から加入者宅までデータ等を伝送するための最終設備等までの線路設備の整備に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助することが適当と市長が認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額を基準として、2,500,000円を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、飯塚市高度無線環境整備推進事業における事業者選定公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく公募により、事業を実施する事業者として選定されている事業者とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者が補助金の交付の申請をする際は、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要、計画
- (2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取り消し)

第8条 市長は、前条において補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が、第5条に該当しなかった若しくはしなくなった場合又は実施要領に定める参加資格の要件を満たさない若しくは満たさなくなった場合には、前条の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

(着手届)

第9条 補助事業者は、事業に着手しようとするときは、飯塚市高度無線環境整備推進事業着手届(様式第3号)により市長にその旨を届け出なければならない。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、事業の内容等について次に定める変更の事由が生じたときは、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金等変更申請書(様

式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業の内容に変更が生じた場合。ただし、目的達成のための手段に変更がない場合、事業実施時期のみを変更したにすぎない場合(期間の延長は除く)、市長の承認は必要ないものとする。

(2) 事業に要する経費に増減が生じた場合。ただし、内容や目的に変更がなく当初決定額の範囲内でその額(減額した額)が決定した額の一割を超えない場合、市長の承認は必要ないものとする。

2 前項の規定による変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更概要書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の承認は、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金等変更交付決定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(事業の遂行)

第11条 補助事業者は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(状況報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長に報告し、その承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

(事業の遂行等の命令)

第13条 市長は、事業が法令等の定め又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他市長の命令若しくは指示に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。この場合に

において、市長は、当該補助事業者が前項の規定による命令の内容に適合させるための措置を市長の指定する期日までに執らないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(完了報告)

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに飯塚市高度無線環境整備推進事業完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類
- (3) 事業の作業状況及び完成後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、事業の完了に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すべきものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(事業の経理)

第17条 補助事業者は、事業の経理についてその収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金交付が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

年 月 日

(宛先)飯塚市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付申請書

飯塚市高度無線環境整備推進事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の概要、計画
- (2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

印

飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金については、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

(宛先)飯塚市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

飯塚市高度無線環境整備推進事業着手届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金に係る事業について、下記のとおり着手します。

記

- 1 事業着手年月日
- 2 事業完了予定年月日
- 3 事業担当者
(事業者名)
(担当者職名)
(担当者氏名)
(連絡先)

年 月 日

(宛先)飯塚市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金等変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった飯塚市高度無線環境整備推進事業を下記のとおり変更したいので、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
事業変更概要書

年 月 日

(宛先)飯塚市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

飯塚市高度無線環境整備推進事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金に係る事業について、事業が完了しましたので、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、別紙資料を添えて報告します。

添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類
- (3) 事業の作業状況及び完成後の写真

様式第7号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

印

飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金について 下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

年 月 日

(宛先)飯塚市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号の確定通知書に基づく飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金を交付くださるよう、飯塚市高度無線環境整備推進事業費補助金交付要綱第16条の規定より下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号等

金融機関名

本店・支店

普通・当座

フリガナ

口座名義人